

令和5年度とやまし元気プログラム開催補助金募集案内

1 とやまし元気プログラムとは・・・

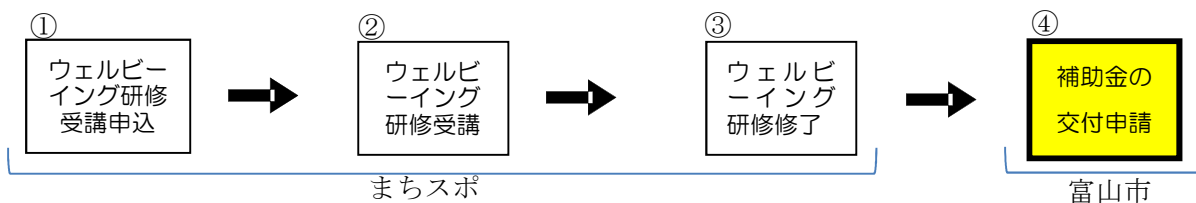
富山市では、市民一人ひとりが元気（生きがい・仲間で元気を増やす）と病気のバランスを取りながら自分らしくイキイキと生活できる状態（ウェルビーイング）を目指せるよう、健康、趣味等に関するプログラム（以下、「とやまし元気プログラム」とします。）を開催しています。

2 「とやまし元気プログラム開催補助金」

令和3年度から、ウェルビーイング実践者の増加に向け、「とやまし元気プログラム」を開催する個人または団体に対して、4に示す条件をすべて満たす場合、その開催経費の一部を助成しています。

3 補助金申請までの流れ

本補助金の申請は、認定NPO法人まちづくりスポット（以下、「まちスポ」とします。）が実施する「ウェルビーイング研修プログラム」を修了していることが前提となります。



※本案内は、④以降のご案内となります。

※①～③については、資料「ウェルビーイング研修プログラムのご案内」をご覧ください。

4 補助金交付の条件

- (1) 市民のウェルビーイング（健康で幸福な状態）の実践に資するものとして、市の指定する「ウェルビーイング研修プログラム」を修了している富山市内に住所のある個人または団体であること
- (2) 富山市内に居住している若しくは市内で勤務する市民を主な対象とすること
- (3) 市民のウェルビーイングの実践に資すると認められるものであること。
- (4) 開催に要する補助対象経費の総額が5千円以上のもの
- (5) 3回以上継続して事業が開催されるもの
- (6) 令和5年7月20日から令和6年3月22日までに開催されること

※ただし、当該プログラムが次のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ①専ら営利を目的としている
(プログラム参加者による材料費等の実費負担はこれにあたりません。)
- ②特定の団体・会員に限られた範囲を対象としている
- ③特定の団体の宣伝を目的としている
- ④政治的・宗教的な宣伝意図を持っている
- ⑤富山市から他に補助金、委託料等を受けている

⑥その他、交付要綱に記載されている個人または団体に該当する場合

5 補助金の交付額等

交付額は、下記の補助対象経費について、プログラム実施回数に10千円を乗じた額とし、一会計年度中に50千円を限度とします。

※予算の範囲内で交付するため、申請額から減額となる場合があります。

6 補助対象経費

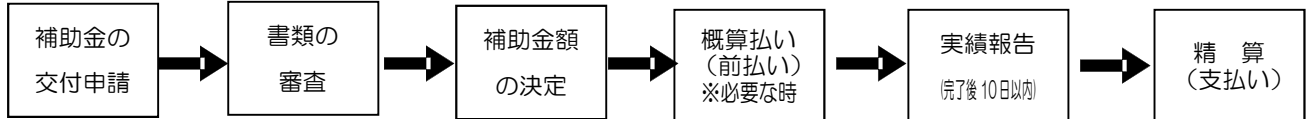
- ①講師、演者等への謝礼（交通費含む）
- ②消耗品費（資料のコピー代など）
- ③印刷製本費（業者に依頼するなどチラシ印刷代など）
- ④借上料（有料の会場を使用する場合など）
- ⑤保険料（参加者の傷害保険料など）
- ⑥通信運搬費（切手、葉書、郵送料、開催当日のための荷物運搬費）

※備品購入費、燃料費等の経費は補助対象外となります。

7 募集期間

随時（令和5年7月20日～令和6年3月1日）

8 事業の申請から完了までの流れ



①補助金の交付申請

交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、実施計画書と合わせて提出してください。

②書類の審査

事業内容等に不明な点があった場合、ヒアリングを行います。

③補助金額の決定

順次、交付決定通知書を送付します。

④概算払い（前払い）請求 ※必要な場合のみ

補助金額交付が決定し、事業完了前に前払いを希望される場合には概算払請求書（様式第12号）を提出してください。（請求書の提出後概ね2週間後に指定口座に振り込みをします。）

⑤事業の実施～事業の完了

⑥実績報告書の提出（事業完了後10日以内に提出）

実績報告書（様式第8号）に必要事項を記載し、提出してください。

※補助対象経費に係る領収書（スキャンデータ、コピー）を添付してください。

事業内容が分かる資料がある場合はあわせて添付してください。

⑦書類審査（確認）

⑧振込依頼書の提出

⑨補助金の支払い（概算払いを行っている場合は精算）

振込依頼書の提出後概ね2週間後に指定口座に振り込みをします。

9 提出先および問い合わせ先

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

富山市福祉保健部福祉政策課企画係（市役所東館3階）

電話 076-443-2262

FAX 076-443-2208

メール fukusiseisaku@city.toyama.lg.jp